

# 平成28年度 生活習慣病健診・がん検診等のご案内

職場で行う健康診断では、労働安全衛生法により35歳及び40歳以上の方への血液検査や心電図検査等が事業主（所属所）に義務付けられていますが、39歳以下（35歳は除く）の方へのこれらの検査の一部は義務付けられていません。

当組合では、組合員の皆さんの生活習慣病の早期発見・予防を目指して、年齢を問わず誰もが同じ健診を受けられるよう「生活習慣病健診」を実施しています。

生活習慣病予防のためには、毎年健康診断を受けご自身の健康状態を知ることや、日頃の生活習慣を見直すことが大切です。

また、がん検診等も実施していますので、早期発見のためにも年に1回健康診断とあわせて受けましょう。

## 生活習慣病健診・がん検診等の受診方法

- ◆生活習慣病健診等は、健康診断とあわせて所属所で行います。ただし、各種がん検診・肝炎ウイルス検診・骨粗しょう症検診を希望される方は共済事務担当課まで申し出てください。
- ◆所属所が指定した委託健診機関が巡回して各種健診を行います。
- ◆生活習慣病健診・各種がん検診・骨粗しょう症検診の結果は所属所をとってお知らせしますが、肝炎ウイルス検診の結果は受診者に直接お送りします。
- ◆同じ年度に人間ドックと生活習慣病健診等の重複受診はできません。（骨粗しょう症検診は除きます）重複した場合は、当組合が負担した健診費用を返還していただくこととなりますのでご注意ください。



## 生活習慣病健診・がん検診等の種類及び対象者

生活習慣病健診		39歳以下（35歳は除く）の組合員
各種がん検診	胃がん検診	組合員
	肺がん検診	40歳以上の組合員
	大腸がん検診	40歳以上の組合員
	前立腺がん検診	50歳以上の男性組合員
	子宮がん検診	女性組合員
	乳がん検診	超音波検査
X線検査（1方向）		40歳以上の女性組合員
X線検査（2方向）		40歳代の女性組合員
肝炎ウイルス検診		35歳以上で過去に当該検診を受けていない組合員
骨粗しょう症検診		40歳以上5歳刻みの年齢に該当する女性組合員（人間ドック受診者も可）

※年齢は実施年度中に到達する年齢です。